

第3回『自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引』の改訂に係る有識者会議 議事要旨

- 1 日時 令和6年7月25日(木) 17:00~19:00
- 2 場所 Zoom ミーティングによるオンライン開催
- 3 出席者 有識者会議の委員6名、事務局5名 計11名
- 4 概要 手引の原稿案について、委員からの事前コメントを反映した点を含めて説明し、その後、意見交換が行われた。議事要旨は、以下の通りである。
- 5 議事要旨(発言順)

<各章の概要>

●事務局： 原稿案については、これまでの有識者会議や自死遺族等支援の活動をしている民間団体からの意見を概ね反映している。本手引を利用する主な対象者は、各都道府県、政令指定都市の地域自殺対策推進センターや、市区町村で自殺対策や自死遺族等支援に関わる可能性のある地方公共団体の職員を想定している。また、自死遺族等支援に携わる民間団体や様々な職種の人にとっても事業を立案したり実施したりする際に参考になるよう、読みやすさやとわかりやすさを重視し、全面的に構成の見直しを図った。

○第1章「はじめに/本手引について」：本手引の改訂の経緯や目的、利用を想定する主な対象者、自死・自殺などの用語の説明や、本手引を使用する際の留意事項を説明している。

○第2章「自死遺族等が置かれがちな状況」：身近な人を自死・自殺で亡くした際のこころやからだの反応や行動の変化、亡くなった人との関係別に見られる特徴、自死遺族等が直面し得る課題として、メンタルヘルスや各種手続の課題、生活経済面の課題、法的課題、誤った認識や偏見に伴う課題などを説明している。

○第3章「自死遺族等支援の枠組み」：地方公共団体における自死遺族等支援が、いかなる法的根拠を持ち、どういったことが責務として課され、どのように事業を展開していくことが期待されるのかを、基本法や大綱の内容に沿った形で説明している。

○第4章「自死遺族等支援の実践」：主に地方公共団体の職員を対象に、事業などを通じて自死遺族等の方と接する際に心がけたいことや、事業を実施する上でのポイントについて説明している。

○第5章「自死遺族等支援の取組事例」：主に地方公共団体の職員が、新たな事業を企画、立案する際に参考となる取組事例を説明している。事例の選定においては、いのち支える自殺対策推進センター(以下、JSCP)が作成した「令和5年度地域自殺対策政策パッケージ」及びJSCPが提供している地方公共団体向けのポータルサイト(地域版ホエール)に掲載されている事例を中心に、地域に偏りが無いように全国の地方公共団体の取組を18事例、民間団体における取組を9事例、掲載している。現在は、遺族等支援の取組が多様化していることから、ドナー家族やLGBTQ+などの取組についても幅広く紹介している。

○第6章「自死遺族等が直面し得る課題に対する参考情報」：自死遺族等が直面し得る社会生活上の様々な課題に対する参考情報として、手続リストや自死遺族等が受けられる可能性のある生活支援制度、課題に対するや相談窓口などを掲載している。地方公共団体の職員が、相談窓口や電話相談などで自死遺族等に情報を伝える際や、啓発周知の参考資料として活用することを想定している。

#### <全体構成>

全体構成については、委員から第2章「自死遺族等が置かれがちな状況」と第3章「自死遺族等支援の枠組み」の掲載順の入れ替えについて意見があった。しかし、自死遺族等支援に関わる支援者には、まずは自死遺族等が置かれがちな状況などの理解を深めてもらい、その上で自死遺族等支援の法的根拠や責務などを理解し、実際の実務に活かしてほしいという趣旨から、掲載順の入れ替えは行わないこととした。

また、自死遺族等の体験談や声の掲載についても意見があったが、全体的にボリュームが多くなったことと、自死遺族等に協力を依頼する際には、時間をかけた丁寧なやりとりが必要であることを考慮し、掲載を見送ることとした。

本手引は、主に支援者向けの手引となっているが、自死遺族等にも読まれることを想定し、基本法や大綱などの法令の部分などを除き、自死遺族等にも配慮した表現を用いるように意識した。

#### <用語の説明について>

「自死」「自殺」の表現に関しては、自死遺族等や支援者の中でも多様な考えや思いがあるため、手引の改訂に係る有識者会議の中でも活発な意見があったことに触れた上で、法令や医療に関する用語は「自殺」、そのほかの部分においては、「自殺」を全面的に「自死」に置き換えるのではなく、「自死・自殺」と並列表記することとした。また、「自死遺族等」「自死遺児等」については、前回の手引と同じ表現を使用しているが、「遺児」という用語には「親を亡くしたこどもというイメージがある」という意見を反映し、「身近な人を自死・自殺で亡くしたこども」という表現も新たに設けた。

いずれにしても、「自殺」という言葉に抵抗のある人や、「自死」という言葉に抵抗のある人、「自死」「自殺」のどちらの言葉にも抵抗がある人がいることも事実なので、そのことについても触れている。「自死」「自殺」の表現に関しては、今後も議論が必要であることを含め、これまでの有識者会議の議論をまとめたものを、手引公開のタイミングに合わせて、JSCPのホームページで掲載予定とした。

#### <意見交換>

●B委員： 以前と比べて、随分と読みやすくなった。行政の職員が参考にする際にどこから見れば良いのか、わかりやすい構成になっている。文章もクール過ぎず、ホット過ぎずに工夫されている。また、参考文献が多く掲載されているので、有識者会議の意見だけでなく、公開されている様々な情報も踏まえて作られていることがわかり、バランスが良いと思った。

●A委員： 第6章「行う必要のある公的な手続きリスト」の申請先欄は「届出人の所在地」ではなく、「住所地」が適切だと思う。全体的には、良い手引を作っていただいてありがたい。第1章「はじめに」もしく

は手引を配布する際の鏡文の中で、本手引の使い方を丁寧に伝えた方が良いと思う。事業の立案や実施、自死・自殺が起きた際など、担当者が必要とする場面に合わせて参照するだけでなく、全体を通読して自死遺族等に対して何ができるかということの知識を習得してもらうことができる。本手引を使用した勉強会の開催や、各都道府県や市区町村の自殺対策連絡協議会などで本手引を紹介するなど、活用に対しての働きかけが必要だと思う。せっかく良い手引が出来たので、十分に活用してもらいたい。

●E委員： こどもの支援については、こどもたちは悲しい気持ちを遊びで表現することがあることも踏まえ、きちんと取り上げられていると思う。手引の中のイラストについては、自死遺族等も支援者も性別などがわからないように工夫してほしい。ビジュアル的なもので、勝手なメッセージを発しないように工夫が必要。死因を知らされていないことなどは、「あいまいな死」の中に入るのかどうか。

●C委員： 従前の手引よりもわかりやすくも使いやすくなったと思う。あとは、いろんな支援者に届けて、実際に現場で使用した人の使い勝手を聞きながらバージョンアップしていくのも良いと思う。これで終わりではなく、さらに内容を良いものにしていくためのベースとして世に出すので良いと思う。

●F委員： 地方公共団体の職員として、実際に本手引を利用する立場でもあるが、現場としては、事例やQ&Aから読み始めると理解しやすいと思うので、その部分も充実した内容になっていることがありがたい。自死遺族等の電話相談に寄せられるような質問が掲載されていて、他の地方公共団体でも、支援を行う際に本手引が役に立つと思う。

●G委員： 「あいまいな喪失」については、具体的な例示をしてもらえたのでわかりやすくなった。自死遺族等の中には、ご自身が自死遺族等に該当するのか、そうではないのかなど、ずっともやもやした混沌した感情を持っている方がいることや、そういった場合に、「わかち合いの会」や「遺族のつどい」などに参加していいのか・いけないのかと悩んでおられる方もいることなどを掲載すると、支援者も理解しやすいのではないか。

⇒今回いただいた意見も踏まえて、最後は事務局と座長で確定稿を作成することになった。

以上